「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画　取組一覧

資料５

表01

	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	狩野川水防災協議会	東部地域減災協議会	進捗状況																						今後の取組(各機関別)	備考
																						国土交通省		静岡県						
							沼津市	三島市	御殿場市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	函南町	清水町	長泉町	小山町	駿東伊豆消防本部	富士山南東消防本部	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	静岡県警察本部災害対策課	陸上自衛隊第34普通科連隊	気象庁静岡地方気象台	中部地方整備局沼津河川国道事務所	危機管理部	東部地域局	交通基盤部河川砂防局	沼津土木事務所	健康福祉部福祉長寿局		
	（１）関係機関の連携体制																													
取01	・大規模氾濫減災協議会等の設置	【国・都道府県管理河川共通】 ・改正水防法に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会へ移行、又は新たに設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 【国管理河川】 ・2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置し、取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。 【都道府県管理河川】 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく267協議会を設置済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、都道府県、市町村の高齢者福祉部局を追加。 ・大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進。 【都道府県管理河川】 ・改正水防法に基づく協議会への移行が完了していない協議会は、速やかに移行。「地域の取組方針」未作成の協議会は、速やかにとりまとめ。 【砂防】 ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。	【国・都道府県管理河川共通】 ・構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 ・協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 ・協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 【砂防】 ・連絡会の設置を進めるとともに、連絡会において、防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について取組方針とりまとめ。	H28協議会、取組方針策定 H29協議会開催 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会へ統合	H28設置 H29取組方針策定 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会へ統合	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	H28狩野川水防災協議会 H29狩野川水防災協議会 H29東部地域豪雨災害減災協議会 H30静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会	R1静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会		
	（２）円滑かつ迅速な避難のための取組																													
	①情報伝達、避難計画等に関する事項																													
取02	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	【国管理河川】 ・2018年12月までに109水系に係る全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等でホットライン構築済。 【都道府県管理河川】 ・2017年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン（案）」を作成・通知。 ・協議会の場等を活用し、2018年6月までに、全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	住民の避難行動に直接結びつく避難勧告等の発令基準の見直し【2、（1）⑥】 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習を実施【2、（1）⑧】	避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検 ホットライン体制の構築 ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有	【実施済】 沼津河川国道事務所・沼津土木事務所・静岡地方気象台とのホットラインを構築済み	【実施済】 三島市水防演習で避難勧告等の発令や情報伝達の手順を確認 ホットライン構築済み	【実施済】 ホットライン構築済み	【実施済】 ホットライン構築済み	【実施済】 ホットライン構築済み	【実施済】 ホットライン構築済み	【実施済】 ホットライン構築済み	【実施済】 ホットライン構築済み	【実施済】 ホットライン構築済み	【実施済】 ホットライン構築済み 避難勧告等発令基準の見直し	–	–	–	–	–	–	【実施済】 首長とのホットライン構築済み	–	–	–	【実施済】 首長とのホットライン構築済み	–		
取03	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）	【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」を通知。 【国管理河川】 ・2017年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成済。 【都道府県管理河川】 ・2017年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。 ・2018年12月までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる1,170市町村のうち、36都道府県の562市町村で水害対応タイムラインを作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。	台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の策定と更新【2、（1）④】 沼津市 三島市 伊豆市 伊豆の国市 函南町 清水町 長泉町 水害対応チェックリストの作成【2、（1）⑤】	タイムラインの導入の推進	【実施済】 狩野川にかかる避難勧告型タイムラインを策定	【実施済】 狩野川にかかる避難勧告型タイムラインの更新	–	–	【実施済】 狩野川にかかる避難勧告型タイムラインを策定	【実施済】 狩野川にかかる避難勧告型タイムラインを策定	【実施済】 狩野川にかかる避難勧告型タイムラインを策定	【実施済】 狩野川にかかる避難勧告型タイムラインを策定	【実施済】 狩野川にかかる避難勧告型タイムラインを策定	–	–	–	–	–	–	【実施中】 市町等から策定について協力依頼があれば情報提供する	【実施済】 狩野川にかかる避難勧告型タイムラインを策定	–	【実施済】 市町防災担当職員に対し避難勧告等発令演習を実施	–	【実施済】 水位周知にかかる水防体制時の連絡系統の確認	–		
取04	・多機関連携型タイムラインの拡充	【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」を通知。 【国管理河川】 ・2018年12月までに、全国27地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者（※1）による多様な防災行動（※2）を対象とした水害対応タイムラインを作成。 （※1）市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 （※2）要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応	【共通】 ・ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。	【共通】 ・先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」にブロックタイムライン策定の考え方を反映させるなどの見直しを実施。 ・主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。	水害対応チェックリストの作成【2、（1）⑤】	タイムラインの導入の推進	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【実施中】 タイムライン作成研修への参加	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	–	【実施中】 市町等から策定について協力依頼があれば情報提供	【実施済】 狩野川にかかる他機関連携型タイムライン作成済み 毎年1回情報協議会にてタイムラインを確認	–	【実施中】 土木事務所と連携して情報提供を実施	【実施中】 太田川・原野谷川タイムラインのひな型を関係機関に情報提供	【実施中】 他機関連携型タイムラインのひな型を関係機関に情報提供	【実施中】 高齢者福祉施設の災害対応マニュアルを改訂、社会福祉施設の取組を促進 社会福祉施設に対する指導監査において、防災管理体制や防災訓練の実施状況を確認・指導		
取05	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・2017年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・2017年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表（2018年12月改定）し、都道府県に通知。 ・今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」に記載。	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	–	水位周知河川の拡大の検討 水害リスク情報の収集、周知方策の充実 水害危険性の周知方策の充実	【実施済】 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップをHPに掲載	【実施済】 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップの作成・周知	【実施済】 広報誌等により洪水浸水想定区域の周知	【実施済】 「裾野市防災ハザードマップ」の作成・配付(R1)（想定最大規模）	【実施済】 国直轄河川(狩野川)想定最大規模洪水ハザードマップ作成済み(H31.3)、災害リスクの周知促進 水位周知河川(修善寺川・狩野川)想定最大規模洪水ハザードマップ作成(R2.3)による水害リスク情報の周知	【実施済】 水位周知河川の拡大の検討、水害リスク情報の収集、周知方策の充実、水害危険性の周知方策の充実	【実施中】 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップ作成中	【実施中】 広報誌、想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップ等により町民に周知	【実施済】 広報紙を活用するとともに自治会を通して周知促進	【実施済】 水位周知河川指定に向けた避難判断水位等の設定に係る協議の実施(県)	【未着手】	【未着手】	【実施済】 御殿場市・小山町と連携	–	【実施済】 隊員による学校等での災害派遣に関する講話	【実施済】 気象庁HPに掲載されている情報の改善・周知	【実施済】 洪水浸水想定区域図の公表 河川水位の情報提供	–	【実施済】 高校、企業等への出前講座の実施 東部防災ニュースの発行	【実施済】 洪水予報河川、水位周知河川の洪水浸水想定区域図の公表、「その他河川」のリスク検討着手 河川水位の情報提供	【実施済】 洪水浸水想定区域図の公表 河川水位の情報提供	【実施中】 高齢者福祉施設の災害対応マニュアルを改訂し、社会福祉施設の取組を促進 社会福祉施設に対する指導監査において、防災管理体制や防災訓練の実施状況を確認・指導		
取06	・ICT等を活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始（GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等）。 ・2018年12月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」でメディア連携の施策についてとりまとめ。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年２回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。	テレビやラジオ等マスコミを活用した情報発信【2、（1）⑨】 情報伝達手段の多元化、通信機器の更新により、確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供【2、（1）⑩】 住民の避難行動を促すため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信【2、（1）⑫】	雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	【未着手】	【未着手】 関係機関と連携し、河川監視カメラの映像を住民へ提供予定	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【実施済】 登録制メールシステムにより気象警報発表を自動送信	【未着手】	【実施済】 SNSを活用した情報発信等多様な広報媒体を使用し情報を提供	【未着手】	–	–	–	–	–	【実施済】 気象庁HPに掲載	【実施済】 川の防災情報におけるアクセス集中によるサーバーダウンを抑えるためのサーバー増強工事を完了	–	–	【実施済】 静岡県土木総合防災情報(SIPOS)での雨量・水位情報提供 危機管理型水位計の観測データを静岡県土木総合防災情報(SIPOS)で公表（R1.7～）	【実施済】 静岡県土木総合防災情報(SIPOS)での雨量・水位情報提供 ツイッターによる河川水位の情報提供	–		沼津河川国道事務所ホームページ 水位情報の提供
取07	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	【国管理河川】 ・2018年5月に全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・危険レベル（警戒レベル）の導入に関し、洪水予警報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ・関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動（避難準備や避難開始）のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ・水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 【砂防】 ・危険レベル（警戒レベル）を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。	住民の避難行動を促すため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信【2、（1）⑫】	–	【未着手】	【実施済】 警戒レベルと避難情報を併せて発信するように対応済み	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【実施済】 警戒レベルと避難情報を併せて発信するように対応済み	【未着手】	【未着手】	【未着手】	–	–	–	–	–	【実施済】 民間企業と共同で「大雨・洪水警報の危険度分布」のプッシュ情報を開始	【実施済】 緊急速報メールの配信内容について、ケース毎の配信文例を洪水予報連絡会にて情報共有	【実施済】 避難勧告等に関するガイドライン(H31.3改定)の周知 警戒レベル付加に伴うFUJISANシステム改修	【実施済】 避難勧告等に関するガイドライン(H31.3改訂)の周知・啓発	【実施済】 洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しと運用 土砂災害警戒情報の発表文の見直しと運用	【実施済】 ツイッターによる河川水位の発信	–		
取08	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	–	【国管理河川】 ・状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	気象庁HPにて、気象情報の「危険度の色分け」や「警報級の現象の可能性」を分かりやすく情報提供【2、（1）⑪】	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	【実施中】 気象台、河川管理者と連携して市町に向けた演習の実施	–	–	–		
取09	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	–	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
取10	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	–	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。	【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
取11	・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	【砂防】 ・29都道府県において、スネークラインを公表済。	【砂防】 ・スネークラインの公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。	【砂防】 ・既存システムの改修に合わせ、順次スネークラインの公表等を実施。	–	–	–	–	–	–	–	–	【実施済】 登録制メールシステムにより土砂災害警戒情報発表を自動送信	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
取12	・避難計画作成の支援ツールの充実	–	【国管理河川】 ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション検索システム）に実装。	【都道府県管理河川】 ・県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。 ・2020年度までに、約1500河川について実装。	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図等の策定・公表【水防法第十四条】【2、（1）①】 想定最大外力を対象とした氾濫シュミレーションの公表【2、（1）②】	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	【実施済】 洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに実装	–	–	【実施中】 洪水浸水想定区域図の公表に合わせ、浸水ナビに順次実装	–	–		浸水ナビ(狩野川あり)
取13	・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。	【国・都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成した市町村において、広域避難を考慮した自治体を対象に、関係機関との調整内容や協定等の実態調査を実施し、協議会等の場を通じて結果を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・2020年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	–	広域避難体制の検討	【未着手】	【実施中】 函南町、清水町との河川を挟んだ飛地住民の避難場所の検討	【未着手】	【未着手】	【実施中】 広域避難体制の検討	【実施済】 広域避難体制の協定	【実施中】 大場川右岸側住民の三島市指定避難所への避難協議中	【未着手】	【未着手】	【未着手】	–	–	–	–	–	–	【実施済】 広域避難の必要性をアンケート調査・調査結果を踏まえた検討	–	【未着手】 市町からの相談に応じ調整	–	【実施済】 広域避難の必要性がある地区を調査	–		
取14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。（2017年6月までに全47都道府県で実施済み） ・2017年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・2017年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂。 ・2017年8月に、避難確保計画の作成について、消防計画等の既存の計画に追記等する場合の留意事項をとりまとめHPで公開。 ・2017年8月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岡山県、岩手県においてモデルとなる社会福祉施設を選定し、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」を作成。2018年3月に兵庫県のモデル施設における事例を追加し、第２版を作成。 ・2018年9月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、山梨県においてモデルとなる医療施設を選定し、避難確保計画を作成し知見をとりまとめて公開するための第1回ワークショップを開催。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年度に、要配慮者利用施設の施設管理者等を対象とした講習会を通じて避難確保計画作成の促進を図る「講習会プロジェクト」を立ち上げた。2017年度は三重県津市と連携して試行的に講習会を実施し、2018年3月に市町村における講習会の実施あたって参考となる「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。 ・2018年に全国７市において講習会プロジェクトを実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル事例を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」に医療施設に関する事例を追加。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに講習会プロジェクトを開始した７市に加えて、新たに開始した５市町を合わせた１２市町における知見を踏まえて「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を改訂。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進【水防法第十五条の三】【2、（1）⑦】	要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	【実施済】 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施(H30～)	【実施済】 要配慮者利用施設の避難訓練にかかる講習会の開催(R1.11) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施(R1.12)	【実施中】 要配慮者利用施設の選定中	【実施中】 水防法第15条1項四号ロに基づく対象施設の指定と避難確保計画の作成に向けた説明会を開催予定	【実施中】 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成説明会の実施に向けた調整	【実施済】 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成説明会の開催(H30.12)	【実施済】 要配慮者利用施設(福祉避難所)における設置・運営訓練の実施(R1.8) ※町内4ヶ所の福祉避難所において順番に毎年実施(H27～) 【未着手】 ハザードマップ作成後の要配慮者利用施設の選定作業予定	【実施中】 避難確保計画未策定の要配慮者利用施設に今後ヒアリングを実施、計画策定の支援を検討中	【実施中】 要配慮者利用施設に避難確保計画の作成等を促進 町内対象施設の避難確保計画の策定状況を確認(H31.1)	【実施中】 要配慮者利用施設における訓練の実施(R1.6) 新たに指定された施設管理者に対する避難確保計画作成を依頼(R1.12)	–	–	–	–	–	–	【実施済】 要配慮者利用施設の避難訓練にかかる講習会の支援(R1.11) 要配慮者利用施設向けの合同避難訓練の実施支援(R1.12)	–	【実施済】 市町防災計画の修正に対し助言	【実施済】 要配慮者利用施設の避難確保計画策定のための説明会開催 東部地域：2回 R01.8.29：市防災担当者及び市福祉担当者 R01.11.13：公立学校教職員	【実施済】 要配慮者利用施設の避難確保計画策定のための説明会開催(H29.2) 【実施中】 避難確保計画策定のための支援	【実施中】 高齢者福祉施設の災害対応マニュアルを改訂し、社会福祉施設の取組を促進 社会福祉施設に対する指導監査において、防災管理体制や防災訓練の実施状況を確認・指導 県総合防災訓練等で要配慮者移送等調整訓練を実施		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項																													
取15	・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2015年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 【国管理河川】 ・2017年6月までに全109水系において作成・公表済。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」に記載。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の早期指定を促進。 ・2016年４月に内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）を公表済。 【砂防】 ・2015年1月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表 ・土砂災害防止推進会議を設置し、先進的な取組事例を共有 ・2018年12月に、基礎調査の推進及び速やかな指定を行うよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。 【海岸】 以下により、高潮浸水想定区域の指定に向けた取組を実施。 ・「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を策定。 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検結果を「地域の取組方針」に反映。 ・協議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ浸水想定区域の指定に関する助言を実施。 【砂防】 ・強化等防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策に基づき基礎調査の早期完了を推進。 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表。 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。 ＜国管理＞2019年度までに約100ダムで実施。 ＜都道府県管理＞2020年度までに約200ダムで実施。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を概ね完了。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度末までに、土砂災害警戒区域指定の前提となる基礎調査が未了の約40,000箇所について、基礎調査を完了。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、未公表の海岸・都道府県のうち、当面の公表の必要性が高い約30海岸・都道府県において、公表を概ね完了。	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表【水防法第十四条】【2、（1）①】	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表 狩野川、黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川、狩野川放水路	–	–	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表 狩野川(県管理区間)、黄瀬川(県管理区間)、大場川(県管理区間)、来光川(県管理区間)、修善寺川、高橋川(沼川)、新中川	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表 狩野川(県管理区間)、黄瀬川(県管理区間)、大場川(県管理区間)、来光川(県管理区間)、修善寺川、高橋川(沼川)、新中川	–		
取16	・ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 【国管理河川】 ・2018年8～9月に、協議会等の場を活用し、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び関係市町村における周知の取組状況を共有。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の作成等を促進。	【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】 ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ緊急点検結果について、市町村に共有。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、市町村に提供。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ内水ハザードマップの作成に関する助言を実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードの作成を概ね完了。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれが高い市町村のうちで土砂災害ハザードマップを未作成の約250市町村において、作成完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知【水防法第十五条第三項】【2、（1）③】	洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	【実施済】 狩野川・黄瀬川洪水ハザードマップ(R2.2更新) 沼川・高橋川洪水ハザードマップ(R2.2更新) 新中川洪水ハザードマップ(R2.2更新)	【実施済】 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップの作成・周知 総合防災マップの作成、全戸配布済み	【実施済】 既存防災マップに洪水浸水想定区域等を反映・住民周知(R1.3)	【実施済】 洪水浸水想定区域の見直し、土砂災害(特別)警戒区域の追加指定を反映した「裾野市防災ハザードマップ」を作成・全戸配布(R1)	【実施済】 国直轄河川(狩野川)の洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの作成・周知(H31.3) 周知河川(狩野川・修善寺川)洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの作成・周知(R2.3)	【実施済】 防災マップ作成(H26.3) 計画規模に更新(H28.3) 【未着手】 最大規模に更新予定(R3.3)	【実施中】 洪水ハザードマップ作成中	【実施済】 洪水浸水ハザードマップを作成・全戸配布(H30.3)	【実施済】 洪水ハザードマップの改良は新たな情報が公表・発表され次第対応 周知は、防災講座等で周知活用 町内介護保険サービス事業者に洪水ハザードマップを周知(R1.9)	【実施済】 土砂災害警戒区域内住民の避難訓練実施(R1.6) 出前講座の実施(通年) 【未着手】 ハザードマップの改良予定（R2）	–	–	–	–	–	–	【実施済】 洪水ハザードマップ説明会 狩野川、黄瀬川	–	–	–	【実施済】 洪水ハザードマップ説明会(R2.2) 高橋川(沼川)、新中川	–		
取17	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・2017年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供済。 ・2017年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	【都道府県管理河川】 浸水実績等を用いた水害リスクの周知の取組について、事例集を作成し、協議会等の場を活用し共有。	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。	–	水害リスク情報の収集、周知方法の充実	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【実施中】 作成中の洪水ハザードマップに令和元年台風第19号による浸水実績エリア掲載作業中	【未着手】	【未着手】	【未着手】	–	–	–	–	–	–	【実施済】 浸水実績図の公表(H19台風9号)	–	–	–	【実施済】 浸水実績図の公表(沼川) R1東日本台風の浸水実績図の作成	–		
取18	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年6月に、ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で全国109 水系の国管理河川における洪水浸水想定区域（想定最大規模）を掲載。 ・2018年10月に災害リスク情報のオープンデータ提供を開始。 ・2018年12月に、「重ねるハザードマップ」で土地分類基本調査の5万分1地形分類図を掲載。 ・2018年12月に、「わがまちハザードマップ」のリンク先情報をCSV形式で提供。	【国・都道府県管理河川等】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図を掲載。 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）や高潮浸水想定区域を掲載。	【都道府県管理河川等】 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表【水防法第十四条】【2、（1）①】	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知	【実施済】 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップをHPに掲載	【実施済】 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップをＨＰに掲載	【未着手】	【実施済】 「裾野市防災ハザードマップ」情報をHPに掲載	【実施済】 国直轄河川(狩野川)の洪水ハザードマップ(想定最大規模を含む)をHPに掲載(H31.3) 周知河川(狩野川・修善寺川)の最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しによる洪水ハザードマップをHPに掲載(R2.3)	【実施済】 想定最大規模とした洪水浸水想定区域図をHPに掲載 【未着手】 防災マップを最大規模に更新予定（R3.3）	【実施中】 洪水ハザードマップ作成中	【実施済】 「わがまちハザードマップ」の洪水、土砂災害情報としてリンク先をHPに掲載	【実施済】 洪水ハザードマップを検索しやすいようHPの配置変更	–	–	–	–	–	–	–	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表	–	–	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表	–		
取19	・災害リスクの現地表示	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 ・2018年9月までに、まるごとまちごとハザードマップを181市区町村で実施。 【砂防】 ・2018年12月に、土砂災害区域等について現地に標識を設置する等の取組を推進するよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。 【下水道】 ・内水の浸水リスクについて、関係機関と連携し、まるごとまちごとハザードマップの取組を推進。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有するとともに、過去に災害があった市町村を中心に土砂災害警戒区域等の標識設置を推進。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
取20	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・2015年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成済。 ・2016年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校（28校）を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 ・2017年11月に、協議会等の場を活用した取組を推進するよう、文部科学省と同日付で通知文を発出済。 ・2018年3月に防災カードゲームや動画などの防災教育に関するコンテンツを収録した防災教育ポータルを開設済。 ・2018年6月に学校における水害避難訓練を支援するため、水災害からの避難訓練ガイドブックを作成済。 ・2018年9月に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック」及び、学校関係者向けに「水と川学びのススメ」を作成済。 ・避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進。	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底につい」に関する通知を発出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。	小中学校における防災・河川環境教育を実施【1、（1）①】 効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成【1、（1）②】 狩野川放水路の役割について、地域住民の理解を深める活動の推進【1、（1）③】	出前講座などを活用した住民向けの防災情報の説明会の充実	【実施済】 出前講座の実施 R1 高校1校,一般1施設 R2 中学1校	【実施済】 出前講座の実施 H29小学校1校 H30小学校1校 R1 小学校1校	【未着手】	【未着手】	【実施済】 出前講座の実施 H28 小学校2校 H30 小学校2校 R1 一般1施設	【実施済】 出前講座の実施 H30 一般2地区 R1 中学校1校	【実施済】 出前講座の実施 R1 小学校3校 中学校2校 一般8施設	【実施済】 出前講座の実施 H30 小学校1校 R1 小学校1校 【未着手】 R2 小学校1校 ※消防団が教材映像撮影に協力	【実施済】 出前講座の実施 R0 小学校1校	【実施済】 出前講座の実施 R1 中学校2校 R1 小学校1校 R1 特別支援学校1校	–	–	–	–	–	【実施済】 ワークショップの実施 R1 小学校0校 R1 中学校0校	【実施済】 出前講座の実施 H28 小学校3校 H29 小学校4校 H30 小学校4校 R1 小学校4校 【未着手】 R2 小学校2校	【実施済】 風水害防災啓発映像DVDの作成、配布、公表	【実施済】 出前講座の実施 H28：高校53校、特別支援学校18校、中学校4校、小学校2校、一般14施設 H29：高校43校、特別支援学校17校、中学校4校、小学校1校、一般12施設 H30：高校42校、特別支援学校18校、中学校5校、一般14施設 R1：高校53校、特別支援学校10校、中学校3校、小学校1校、一般8施設	【実施済】 県庁見学会における、水防啓発講座の実施 R1：64回＝3,491名(引率者を含む) 不動産関係団体の研修会にて水害リスク情報の解説を実施 R1.7.17＝100名	【実施済】 出前講座の実施 H29 小学校2校 H30 小学校3校 R1 小学校3校	–		
取21	・避難訓練への地域住民の参加促進	–	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し、各自治体に共有。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し各自治体に共有するなど、協議会等の場を通じて関係機関と連携して順次実施。	–	–	【未着手】	【実施済】 洪水浸水想定区域の自治会への情報伝達訓練の実施（Ｒ1.6）	【未着手】	【実施済】 自主防災会長・区長を対象に土砂災害・浸水害の勉強会を開催 6月にモデル地区を選定、土砂災害防災訓練を実施	【実施済】 関係機関と連携した住民避難訓練の実施(R1)	【実施済】 総合防災訓練にて自主防災会・学校・住民参加型の広域避難所開設訓練の実施	【実施済】 各自主防災組織への洪水を想定した避難訓練の呼びかけ	【実施済】 総合防災訓練にて土砂災害警戒区域を説明、土砂災害警戒区域を避けるコースで避難所まで移動する訓練を実施、町民の訓練参加を促進(R1)	【実施済】 広報紙やHPで避難訓練等の周知、参加促進	【実施済】 町と地域との協働による住民実動避難訓練の実施(R1.6)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
取22	・共助の仕組みの強化	–	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年３月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「2019年度「水防月間の実施」」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成も推進するとともに、地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国管理河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害から高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	–	–	【実施済】 各洪水ハザードマップを関係自治会に全戸配布、避難時に必要な情報を提供 洪水ハザードマップの説明会を実施、避難に関する説明	【実施済】 洪水浸水想定区域の自治会への情報伝達訓練の実施（Ｒ1.6）	【実施済】 防災部長・防災リーダー等の研修や住民向けの出前講座を実施	【実施済】 有事の際、避難所・避難者情報等について自主防災会との情報連絡体制の構築	【実施済】 地区防災計画の作成 (H30)5地区 (R1)2地区	【実施中】 地区防災計画の作成	【実施済】 防災出前講座の実施	【実施中】 自主防災会長説明会を年度当初に行い、自助、共助、公助の役割の確認や情報交換を強化	【実施済】 洪水ハザードマップ作成する上での避難経路を決定、確認を地域住民と実施	【実施済】 実動避難訓練実施時の声掛け避難の推進(R1.6) 出前講座における啓発(通年)	【未着手】	【未着手】	【未着手】	–	–	【実施中】 ワークショップ等の機会に必要性を伝える	【実施済】 管内防災教育にて地元消防団の水防活動について紹介 小学生に地域水防活動の重要性を教える	–	【実施中】 地域防災指導員の育成	【実施済】 静岡県ケアマネ協会主催の研修会に参加(R1.10.19)	–	【実施中】 高齢者福祉施設の災害対応マニュアルを改訂し、社会福祉施設の取組を促進 社会福祉施設に対する指導監査において、防災管理体制や防災訓練の実施状況を確認・指導		

	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	狩野川水防災協議会	東部地域減災協議会	沼津市
取23	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	–	–	【実施済】 沼津市洪水避難対策方針検討会の開催(R1.11)(R2.2)
取24	・地域防災力の向上のための人材育成	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。	–	–	【未着手】
	③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項						
取25	・洪水予測や水位情報の提供の強化	【国管理河川】 ・2018年7月から、荒川水系（関東）、山国川水系、川内川水系の3水系において、水害リスクラインによる関係市町村への水位情報提供の試行を開始。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」（地下街を有する自治体で構成）を設置し、今後の水位周知下水道の指定に向けた検討等を実施中。 ・2016年4月に水位周知下水道制度に関する技術資料（案）を公表済。 ＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約770箇所で設置済。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約500箇所で設置済。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・2015年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間(※)に設置完了。 （※）2016年1月時点	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水位周知下水道の指定に関する助言を実施。 ＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。（2017年の緊急点検を踏まえ2018年度までに約3000箇所に設置） ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 ＜水文観測所の停電対策＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所	【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【下水道】 ・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区において、順次指定。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、海岸管理上重要な施設で欠測防止等の対策がとられていない施設のうち、早期に対策が必要な約30施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了。 ＜危機管理型水位計＞ 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置） ＜河川監視カメラ（既存）の監視機能の強化＞ 【国管理河川】 72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ（公開、夜間監視が可能）の対策を順次実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置） ＜河川監視用カメラ＞ 【国、都道府県管理河川共通】 ・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアリティーのある災害情報の積極的な配信。 【国管理河川】	テレビやラジオ等マスコミを活用した情報発信【２．（１）⑨】 情報伝達手段の多元化、通信機器の更新により、確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供【２．（１）⑩】 気象庁HPにて、気象情報の「危険度の色分け」や「警報級の現象の可能性」を分かりやすく情報提供【２．（１）⑪】 住民の避難行動を促すため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信【２．（１）⑫】 水防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標等の設置【３．（１）⑦】	水位計・河川監視カメラの増設の検討 雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	【実施中】 排水機場の内外水位の把握
取26	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない国管理河川区間で約871km実施。	—	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。 ＜国管理河川＞約30河川 ＜都道府県管理河川等＞約130河川	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施【３．（３）①】	背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討	–
取27	・避難路、避難場所の安全対策の強化	—	【砂防】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約620箇所において、円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。	–	–	【未着手】
取28	・応急的な退避場所の確保	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ・新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、３か年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。	–	–	【未着手】
取29	・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川97箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	防災ステーションを設置し、緊急時の水防備蓄資材を確保【３．（１）⑧】	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	【未着手】
	（３）被害軽減の取組						
	①水防体制に関する事項						
取30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所の周知徹底及び水防資機材の点検、整備などを含む「水防月間の実施」を毎年度出水期前に通知。 【国管理河川】 ・2015年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	防災ステーションを設置し、緊急時の水防備蓄資材を確保【３．（１）⑧】 毎年、水防団や地域住民が参加し、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施【３．（１）④】	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	【実施済】 毎年実施する共同点検に消防団や地域関係者に出席要請 市内に２箇所土のうステーションを設置
取31	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施済。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載するとともに、把握したすべての水防活動の一覧、代表事例を国土交通省のホームページに掲載し、水防活動をPR。 ・2018年4月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報を実施。 ・2018年8月に、「水防活動の広報マニュアル」を作成し、関係機関へ周知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2019年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調し実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募に係る広報を実施。	水防団の高齢化が進んでおり、若年層の入団促進のための広報を実施【３．（１）⑥】	※危機管理部に相談	【実施済】 各種イベント時に、団員募集のリーフレット配付 広報紙による団員募集 消防団応援の登録店である販売店や飲食店等が、消防団員とその家族に優遇サービス(商品代金・利用料金の割引、ポイント割増等)を提供、消防団を応援する制度を策定
取32	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防訓練を実施。 ・2018年3月に、昨年の法改正を踏まえ、要配慮者利用施設の避難訓練や地域の建設業者と連携した訓練の実施などの訓練の充実を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討、調整をして実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。	水防団団員に対しての教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）を実施【３．（１）⑤】 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施【水防法第三十二条の二】【３．（１）①】 毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施【水防法第三十二条の二】【３．（１）②】	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携 橋脚や護岸等への量水標の設置などによる円滑な水防活動への支援 水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	【実施済】 狩野川連合水防演習の参加(H29.5) (H30荒天中止) 静岡県東部地域水防演習の実施(R1.6)
取33	・水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を通知済。 ・2018年2月に「今出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携・協力した水防活動の検討等を実施済。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を集約。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整した上で通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。	迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と水防団の意見交換を実施【３．（１）③】	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	【実施済】 市内重要水防箇所について消防団への周知 国が実施する水防工法の基礎技術勉強会への消防団の参加推進
	②多様な主体による被害軽減対策に関する事項						
取34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動を行う【３．（１）⑨】	災害拠点施設への情報伝達及び浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動	【実施済】 デジタル地域防災無線移動局を配備済み
取35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や耐水化・非常用電源等の必要な対策の実施状況・今後の予定に関する情報を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況については協議会で共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動を行う【３．（１）⑨】	災害拠点施設への情報伝達及び浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動	【実施済】 非常用電源を屋上に設置済み(90ｌ×4基)
取36	・早期復興を支援する事前の準備	【国・都道府県管理河川共通】 ・民間企業が水害対応版ＢＣＰ策定の参考にできるよう「浸水被害防止に向けた取組事例集」を作成・公表。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台　等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版ＢＣＰ策定を促進するため「水害対応版ＢＣＰ策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した狩野川排水計画を作成【３．（２）①】 排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施【３．（２）②】 堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施【３．（２）③】	国・県・市町が連携した早期復旧	【実施済】 沼津市地域防災計画の「災害応急対策計画」「災害復旧計画」に則り対応 【実施中】 被災者生活再建支援システム導入に向けた検討
	（４）氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組						
取37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善	【国管理河川】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。	【国管理河川】 ・各水系で作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等の場において共有。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川において作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会の場等において共有。	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した狩野川排水計画を作成【３．（２）①】 排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施【３．（２）②】	国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施 地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	【実施済】 国と連携し、災害時に排水ポンプ車を要請 国が実施する水防訓練、災害対策車両操作訓練に参加
取38	・排水設備の耐水性の強化	—	【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。	【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所（水密扉の設置等約10箇所）、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。	–	–	【実施中】 河川ポンプ設備維持管理計画に基づき、老朽化している市排水機場の更新を実施
取39	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地の有無について把握。 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、氾濫シミュレーション結果や地形情報等の提供を順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者へ氾濫シミュレーション結果や地形情報等が未提供の地域について、これらの情報を提供。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。	–	浸水被害軽減地区指定の検討	【未着手】
取40	・庁舎等の防災拠点の強化	—	【国管理河川・砂防】 ・防災業務計画に定められた停電対策が未対応の河川関係事務所9庁舎、砂防関係出張所4庁舎について、対策を実施。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動を行う	災害拠点施設への情報伝達および浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動	【実施済】 デジタル地域防災無線移動局を配備済み
	（５）防災施設の整備等						
取41	・堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」約1,200kmの内、2018年3月までに約281km実施。 【都道府県管理河川】 ・平成29年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで定めた「再度の氾濫防止対策」約400河川の内、2018年9月までに約270河川で現地着手済。	—	【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施【３．（３）①】	河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施 堆積土砂の除去や樹木伐採などによる流下能力の保全 背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討	–
取42	・本川と支川の合流部等の対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間についてリスク情報等を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施【３．（３）①】	–	–
取43	・多数の家屋や重要施設等の保全対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報を共有。 ・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施【３．（３）①】 ハード、ソフト面からの総合的な内水対策を実施【３．（４）①】	河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施 ため池や水田など流域の貯水機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進 堆積土砂の除去や樹木伐採などによる流下能力の保全 背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討	【実施中】 沼川(高橋川)流域豪雨災害対策アクションプランに基づき小河原川にダム形式の貯留施設を整備
取44	・流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を約500河川のうち、約5割で現地着手。	【砂防】 ・多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施。	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。	–	–	【実施中】 急傾斜地崩壊対策工事の実施
取45	・土砂・洪水氾濫への対策	—	【砂防・都道府県管理河川】 ・協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報等を共有。 ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。	–	–	【実施中】 急傾斜地崩壊対策工事の実施
取46	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国52ダムで実施（完成31ダム、実施中21ダム）。 ・2018年度より、3事業に新たに着手。 ・2017年6月に「ダム再生」をより一層推進する方策を示す「ダム再生ビジョン」を作成済。 ・2018年3月にダム再生の手続きや技術上の留意点等について、現時点の知見をとりまとめた「ダム再生ガイドライン」を作成済。 ・都道府県が実施するダム再生の計画策定を支援する「ダム再生計画策定事業」を2018年度に創設。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、2017年度に実施した総点検結果を踏まえて関係機関等と調整を行い、調整が整った一部のダムで運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約10ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	–	–	–

進捗状況（続き）

	三島市	御殿場市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	函南町	清水町	長泉町	小山町	駿東伊豆消防本部	富士山南東消防本部	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	静岡県警察本部災害対策課	陸上自衛隊第34普通科連隊	国土交通省 気象庁静岡地方気象台	国土交通省 中部地方整備局沼津河川国道事務所	静岡県 危機管理部	静岡県 東部地域局	静岡県 交通基盤部河川砂防局	静岡県 沼津土木事務所	静岡県 健康福祉部福祉長寿局	今後の取組(各機関別)	備考
取23	【実施済】 地区防災計画作成の手引をＨＰに掲載	【未着手】	【実施中】 裾野市防災ハザードマップに基づく地区計画作成、タイムラインの周知・作成に向けた支援	【未着手】	【実施中】 マイタイムラインの周知	【実施済】 畑毛区版水害対策タイムラインの検討支援(R2.1)	【未着手】 今後、マイタイムラインの周知を町広報等で行うことで避難の促進を図ることを検討	【実施済】 ハザードマップ作成する上での避難経路を決定、確認を地域住民と実施	【未着手】 地区防災計画(風水害編)の作成支援(R2実施予定)	—	【未着手】	【未着手】	–	–	【実施中】 ワークショップ等の機会に必要性を伝える	【実施済】 沼津市洪水避難対策方針検討会の参加(R1.11)(R2.2)	【実施済】 マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引の作成	【実施済】 沼津市洪水避難対策方針検討会の参加(R1.11)(R2.2)	【実施済】 マイ・タイムライン研修会の開催(R2.2.7)	【実施済】 沼津市洪水避難対策方針検討会の参加(R1.11)(R2.2) 畑毛区版水害対策タイムラインの検討支援(R2.1)	【未着手】		
取24	【実施済】 自主防担当者等を対象とした研修会や講習会を実施	【実施済】 防災部長・防災リーダー等の研修を実施	【実施中】 消防団員の確保・支援 防災指導員との連携	【実施済】 防災指導員の育成(H17)	【実施中】 マイタイムラインの周知	【実施済】 畑毛区版水害対策タイムラインの検討支援(R2.1)	【未着手】	【未着手】	【未着手】 地区防災計画(風水害編)の作成支援(R2年度実施予定)	【未着手】	【未着手】	【未着手】	–	–	【実施中】 ワークショップを通して防災力を向上	–	–	【実施済】 市町防災担当職員への研修会の実施 地域防災指導員の育成	–	【実施中】 函南町畑毛区版水害対策タイムラインの検討支援(R2.1)	【実施中】 高齢者福祉施設の災害対応マニュアルを改訂し、社会福祉施設の取組を促進		
取25	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取26	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取27	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取28	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取29	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取30	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取31	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取32	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取33	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取34	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取35	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取36	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取37	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取38	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取39	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取40	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取41	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取42	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取43	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取44	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取45	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
取46	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		

資料５

表01

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画　取組一覧

	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	狩野川水防災協議会	東部地域減災協議会	進捗状況																						今後の取組(各機関別)	備考
																							国土交通省		静岡県						
							沼津市	三島市	御殿場市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	函南町	清水町	長泉町	小山町	駿東伊豆消防本部	富士山南東消防本部	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	静岡県警察本部災害対策課	陸上自衛隊第34普通科連隊	気象庁静岡地方気象台	中部地方整備局沼津河川国道事務所	危機管理部	東部地域局	交通基盤部河川砂防局	沼津土木事務所	健康福祉部福祉長寿局		
取47	・重要インフラの機能確保	【下水道】 ・2017年度末までに、ほぼ全ての下水道管理者でBCPを策定済み。 ・2017年9月に下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編）を改定し、ブラッシュアップを推進。 ・2018年3月末時点における都市浸水対策達成率は約58%。	【国管理河川（高規格堤防実施区間）】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者に対して、新たに創設した地権者向けの税制や、民間事業者による川裏法面敷地の一体的な活用について周知を行うとともに、高規格堤防の整備の推進に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対策について検討・調整。 【下水道】 ・水害版のBCP策定マニュアルの作成に着手し、点検項目等を整理し情報提供。 ・浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。	【国管理河川（高規格堤防実施区間）】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者等との情報交換を十分に行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ・2020年度までに、各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防止軽減策の支援を推進。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果をあげられる緊急性の高い約130箇所において、堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等を実施。	–	–	【未着手】	【未着手】	【実施中】 アンダーパス等道路冠水の危険箇所の排水ポンプの保守点検 下水道BCP策定済 ポンプの保守点検	【実施中】 BCP作成中	【実施済】 情報伝達機器の上層階への移設(H24)(海岸)	【実施中】 水害時におけるBCPの作成	【未着手】	【実施中】 BCP作成済み(下水道)	【未着手】	–	【未着手】	【未着手】	【実施済】 水損被害を想定して機材の配置場所を工夫	–	–	–	【実施中】 河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施	–	–	【実施中】 「防災・減災、国土強靭化の3か年緊急対策」に基づく対策の実施	–	【実施中】 福祉避難所の指定を受けた特養等の非常用自家発電機・給水設備の整備(地域介護・福祉空間設備等施設整備交付金)		
取48	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等を対象に、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 【国管理河川】 ・2017年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」（案）を作成。 ＜操作の確実性向上に向けた操作規則案の改正＞ ・2018年4月に「河川管理施設の操作規則の作成基準の改正について」を作成。	–	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。 ＜電力供給停止時の操作確保＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 【国管理河川】約30ダム、排水機場等　約30台 【海岸】予備発電機の設置等　約20施設	ハード、ソフト面からの総合的な内水対策を実施【3.（4）①】	樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	【実施済】 排水機場や樋管の業務委託による点検(施設により12回/年や2回/年実施)、操作員による点検(毎月)の実施	【未着手】	–	【未着手】	【実施済】 樋門・樋管等の施設の毎月の点検実施	【実施済】 地元消防団等により体制確保	【実施済】 樋管・樋門の出水時前の点検・操作説明会の開催(毎年5月)	【実施済】 操作する消防団員を対象に樋管の操作説明会を実施(R2.2)	【実施済】 出水時の堰の対応等共有化を図る	–	–	–	–	–	–	–	【実施中】 津波リスクの高い箇所の水門等の遠隔操作化を実施済み 電源供給体制は予備発電機を適宜設置済み	–	–	【実施済】 施設の点検結果等を踏まえ、河川維持修繕事業等により予算措置を実施	【実施済】 樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	–		
取49	・河川管理の高度化の検討	【国管理河川】 ・2017年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト（※1）での陸上・水中ドローン（※2）および全天候型ドローン（※3）を開発。全天候型については製品化済。 ＜河川管理における三次元測量の推進＞ ・ALBによる河川定期縦横断測量の実施を試行 ＜民間が有する力の活用＞ ・2018年12月に「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」を通知。 （※1）IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト （※2）陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン （※3）降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台	【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	–	河川管理高度化の検討	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	【未着手】	–	–	–	–	–	–	【実施済】 ドローンを河川管理に役立てることは狩野川水系全域にて実施済み	–	–	【実施済】 東部、伊豆地域における3次元点群データの取得 LPデータを活用し、河川の縦横断図作成に着手	【実施中】 ドローン撮影、点群データ取得にかかる河川管理の検討	–		
（6）減災・防災に関する国の支援																														
取50	・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・2018年度防災・安全交付金において、中小河川の緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策について重点配分を実施。	【共通】 ・計画的・集中的な事前防災対策を推進するため、地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設。	【共通】 ・防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	【実施中】 防災・安全交付金等の財政的支援制度の活用を推奨	–	–		
取51	・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・2017年に代行制度を創設。 ・2017年7月九州北部豪雨で被災した河川について、権限代行制度により国が緊急的な河道の確保を実施するとともに、2017年12月に本格的な復旧についても着手済。	–	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。	–	国・県・市町が連携した早期復旧	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
取52	・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	【国・都道府県管理河川共通】 ・不動産関係業界と連携して、不動産関係団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施。 【国管理河川】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビで実装。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表【水防法第十四条】【2.（1）①】 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表【2.（1）②】 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知【水防法第十五条第三項】【2.（1）③】	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知 洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知 適切な土地利用の促進	【実施済】 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップをHPに掲載	【実施済】 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップをＨＰに掲載	【実施済】 浸水区域等を庁内で共有	【実施済】 「裾野市防災ハザードマップ」の作成・周知（R1）	【実施済】 国直轄河川(狩野川)の洪水浸水想定区域図(想定最大規模を含む)をHPに掲載(H31.3) 周知河川(狩野川・修善寺川)の洪水浸水想定区域図(最大想定規模を含む)をHPに掲載(R2.3)	【実施済】 想定最大規模とした洪水浸水想定区域図をHPに掲載 【未着手】 防災マップの最大規模に更新予定（R3.3）	【実施済】 函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱による指導を実施(H1.3制定、R2.4改定)	【実施中】 洪水ハザードマップの周知・適切な土地利用の促進	【実施済】 不動産業者に対して洪水浸水想定区域等の情報提供	–	–	–	–	–	–	–	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表	–	–	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表 不動産関係団体の研修会にて水害リスク情報の解説 R1.7.17＝100名	【実施済】 洪水浸水想定区域図の作成・公表	–		
取53	・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施済。 ・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施済。 ・「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について（事例集）ver2」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成し、各地整や都道府県等にし周知済。	–	【国・都道府県管理河川共通】 ・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムの充実に引き続き取り組み、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	–	市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討 国・県・市町が連携した早期復旧	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	【実施済】 R1東日本台風による災害時情報収集要員(リエゾン)派遣(大規模氾濫減災協議会構成市町すべて)	–	–	【実施済】 R1東日本台風による「ふじのくに災害復旧支援隊」の派遣(災害復旧支援：伊豆市、伊豆の国市、函南町)	–	–		
取54	・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国管理河川】 ・2015年9月から、DiMAPS（統合災害情報システム）の運用を開始。 ・DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	–	【国管理河川】 ・引き続き、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	–	市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	【実施済】 FUJISANシステムの活用	【実施済】 ＦＵＪＩＳＡＮシステムの活用 市への情報収集要員（リエゾン）の派遣体制	【実施中】 情報収集要員(リエゾン)の受入 関係機関との連絡体制の確立	【未着手】	【実施済】 市への情報収集要員(リエゾン)の派遣受入による情報共有の実施	【実施済】 市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣体制	【未着手】	【実施済】 国・県からの情報収集要員(リエゾン)の受入、派遣要請	【実施済】 情報収集要員(リエゾン)の派遣受入	【実施済】 関係機関との連絡体制の確立	【実施済】 市町災害対策本部への職員派遣	【実施済】 市町対策本部への職員派遣を実施	【実施済】 御殿場市・小山町と連携	【実施済】 水害発生が予想される市町への情報収集要員(リエゾン)派遣を検討(一部市町では実施済)	【実施済】 FUJISANシステムの活用	【実施済】 大規模な災害時に、JETT(気象庁防災対応支援チーム)として職員を派遣、現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえた気象等の解説	【実施済】 FUJISANシステムによる情報共有	【実施済】 FUJISANシステムの改修・テレビ会議システムの整備	【実施済】 FUJISANシステムの活用	【実施済】 災害情報システムの活用	–	【実施済】 高齢者福祉施設の災害対応マニュアルを改訂、社会福祉施設の取組を促進		ふじのくに防災情報共有システム「FUJISAN」

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』（2015年12月、社会資本整備審議会答申）、『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』（2017年1月、社会資本整備審議会答申）及び『大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について』（2018年12月、社会資本整備審議会答申）を受け、進めている調査研究等の取組（「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「近年の降雨状況の計画への適切な反映」、「複合的な災害に関係機関が連携して対応する仕組み」、「気候変動によるリスク変化の解明」、「様々な水災害の発生メカニズムの解明」、「各種災害リスクの統一的な評価手法の開発」、「豪雨等による社会経済被害の把握」、「顕在化している気候変動の影響を踏まえた対策」、「洪水予測精度の向上」、「降雨予測を活用したダム操作の高度化」、「土砂災害警戒情報及び補足情報の高度化」及び「住民避難に資する情報提供」）については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。
※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、「協議会」と表記している。